

第80期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2026年12月18日（金曜日）
午前10時

開催場所
大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号
当社本店 3階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役4名選任の件

インターネット等または書面による議決権行使期限
2026年12月17日（木曜日）
午後5時40分まで

IMV株式会社
証券コード：7760

目　次

冊子で株主の皆さまへご発送

ウェブサイトに掲載

第80期定時株主総会招集ご通知…… 2

株主総会参考書類
- 第１号議案　剰余金の処分の件 …… 6
- 第２号議案　取締役４名選任の件 …… 7

事業報告
- 1 企業集団の現況に関する事項 …… １０
- 2 株式の状況 …… １７
- 3 会社役員に関する事項 …… １８
- 4 会計監査人に関する事項 …… ２４
- 5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 …… ２５
- 6 業務の適正を確保する体制の運用状況 …… ２７

連結計算書類 …… ２８

計算書類 …… ３１

監査報告書 …… ３４

トピックス ……巻末

株主メモ ……巻末

株主総会会場ご案内図 ……巻末

(証券コード 7760)
2026年12月３日
(電子提供措置の開始日2026年11月26日)

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島二丁目６番10号
IMV株式会社
代表取締役社長 小 嶋 淳 平

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第80期定時株主総会招集ご通知」及び「第80期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://we-are-imv.com

上記ウェブサイトにアクセスして、「About IMV」「株主・投資家情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※銘柄名「IMV」又はコード「7760」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、インターネット又は書面にて議決権を行使することができますのでお手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年12月17日（木曜日）午後５時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時		2026年12月18日（金曜日）　午前10時
2 場　　所		大阪市西淀川区竹島二丁目６番10号　当社本店３階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	**報告事項**	１．第80期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第80期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件
	決議事項	**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役４名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。
３．書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
　①連結計算書類の「連結注記表」
　②計算書類の「個別注記表」
　したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後５時40分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後５時40分到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

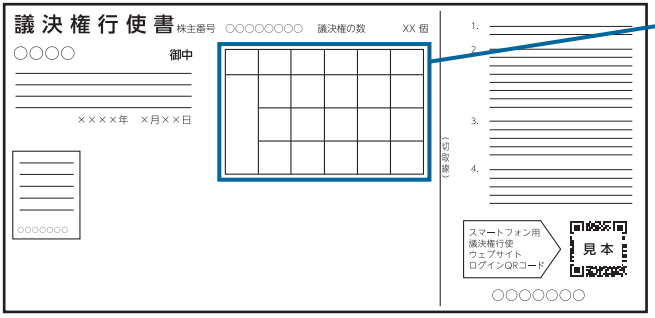

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

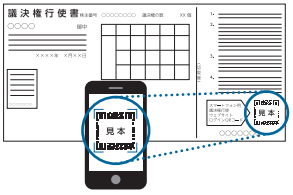

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

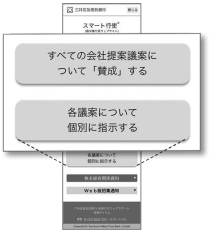

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

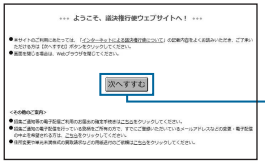

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

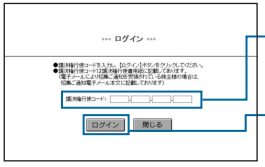

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

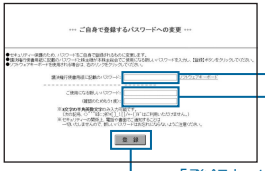

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案して１株につき40円としたく存じます。

期末配当に関する事項

（1）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金40円　総額637,691,960円

（2）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年12月21日

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役会長小嶋成夫、代表取締役社長小嶋淳平、取締役青木秀修、草野欽也、酒井清及び髙橋祥子の各氏が任期満了となります。なお、小嶋成夫、青木秀修、草野欽也の３氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。
つきましては、新たに渡邊寛氏を取締役候補者として加え、取締役４名の選任をお願いしたく存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	小嶋（こじま）　淳平（じゅんぺい） （1976年６月24日生）	2006年６月　当社入社 2012年10月　当社執行役員海外事業本部長 2014年10月　当社専務執行役員海外事業本部長 2014年12月　当社専務取締役海外事業本部長 2015年10月　当社代表取締役社長 2024年１月　当社代表取締役社長/CEO（現任）	1,037,533株
	【取締役候補者とした理由】 小嶋淳平氏につきましては、当社のグローバル化、新市場開拓を積極的に推進。代表取締役社長として、優れた経営センスとリーダーシップを発揮し実績を積み重ねてまいりました。今後も経験、見識を活かし、当社の中長期的発展に必要不可欠であると判断したためであります。		
2 再任 社外 独立	酒井（さかい）　清（きよし） （1950年８月９日生）	1975年４月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1979年３月　公認会計士登録 1998年７月　同法人代表社員 2016年１月　公認会計士 酒井清事務所所長（現任） 2016年６月　合同製鐵株式会社社外監査役（現任） 2016年12月　当社取締役（現任）	8,400株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 酒井清氏につきましては、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験等を当社の経営全般に活かしていただき、また、その経験と見識から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任 社外 独立	髙橋（たかはし）　祥子（しょうこ） (1988年２月９日生)	2013年６月　株式会社ジーンクエスト　代表取締役 2018年４月　株式会社ユーグレナ　執行役員 2021年７月　東北大学未来型医療創造卓越大学院プログラム　客員特任教授（現任） 2022年６月　東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社　社外取締役（現任） 2023年４月　株式会社ジーンクエスト　取締役ファウンダー 2023年６月　TAZ Inc. 代表取締役社長（現任） 2023年６月　株式会社ライスカレー（現株式会社MUSCAT GROUP）　社外取締役（現任） 2024年12月　当社取締役（現任） 2026年９月　センス・トラスト株式会社　社外取締役（現任）	なし
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 髙橋祥子氏につきましては、応用生命化学における博士としての知識、経験だけでなく、多くの企業経営を通して得た豊富な知識や経験等を当社の経営全般に活かしていただき、また、その経験と見識から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。		
4 新任 社外 独立	渡邊（わたなべ）　寛（かん） (1974年４月30日生)	1999年４月　防衛庁（現防衛省）入庁 2004年10月　長島・大野・常松法律事務所入所 2011年１月　清水・吉川法律事務所入所 2011年９月　和田金法律事務所設立（代表）（現任） 2018年４月　ミライアル株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）	なし
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 渡邊寛氏につきましては、弁護士としての高度な法的知見と豊富な実務経験に加え、ミライアル株式会社において取締役を務められた実績を有しており、これらを活かして当社の経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただき、また、その経験と見識から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．酒井清氏、髙橋祥子氏及び渡邊寛氏は社外取締役候補者であります。
３．髙橋祥子氏の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
４．当社は、酒井清氏及び髙橋祥子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。渡邊寛氏の選任が承認された場合、新たに上記と同様の責任限定契約を同氏との間で締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
５．当社は、酒井清氏及び髙橋祥子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。また、渡邊寛氏の選任が承認された場合、新たに同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

(ご参考)

第２号議案の取締役候補者が選任された後の取締役及び監査役のスキル・マトリクス

	役員	性別	社外	独立	当社が期待する知見・経験						
					企業経営	営業マーケティング	法務コンプライアンス	財務会計	技術研究開発	CSR・ESGサステナビリティ	海外
取締役	小嶋　淳平	男性			○	○	○	○		○	○
	小嶋　健太郎	男性			○		○	○			
	酒井　清	男性	●	●	○			○		○	
	柿原　正治	男性			○	○	○	○		○	○
	溝本　秀樹	男性			○	○			○	○	
	髙橋　祥子	女性	●	●	○				○	○	
	渡邊　寛	男性	●	●	○		○			○	
監査役	白星　政和	男性					○		○	○	
	寺田　康男	男性	●	●	○			○		○	
	堀田　洋子	女性	●	●	○		○	○		○	

以　上

事業報告（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、主要国における金融政策の転換や生成AI関連投資の拡大等が下支えとなった一方、地政学リスクの長期化に伴うサプライチェーンへの影響や為替相場の変動等、不透明な状況が継続いたしました。国内経済においては、深刻化する人手不足を背景とした省力化・自動化投資、先端半導体及び航空宇宙・防衛関連の設備投資需要が堅調に推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループは成長市場への積極的なアプローチと収益構造の改革を推進してまいりました。

四半期毎の推移を見ますと、当社グループの業績は顧客の設備投資計画や検収時期の影響を受け、四半期毎に以下の特徴的な推移を示しております。

（%表示は、前年同四半期増減率）

	当第１四半期連結会計期間		当第２四半期連結会計期間		当第３四半期連結会計期間		当第４四半期連結会計期間	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
売上高	4,841	33.3	6,669	13.1	3,999	24.5	5,509	5.8
営業利益	569	62.0	1,304	15.5	115	△16.6	829	18.9

当第４四半期連結会計期間におきましては、売上高5,509百万円、営業利益829百万円となりました。通期決算期末に向けた国内外大型案件の検収（米国向け大型加振装置）及びサービス案件の刈り取りが寄与し、下期累計（売上高9,508百万円、営業利益944百万円）としても業績を大きく挽回いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高21,019百万円（前年同期比3,078百万円増）、営業利益2,818百万円（前年同期比502百万円増）、経常利益2,911百万円（前年同期比341百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,145百万円（前年同期比209百万円増）となり、増収増益を達成いたしました。

品目別の営業の概況は次のとおりであります。

振動シミュレーションシステム　売上高 16,027百万円　（前期比 23.1%増）

売上構成比

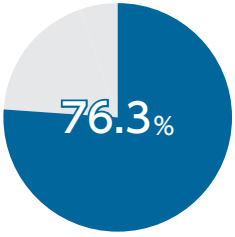

売上高

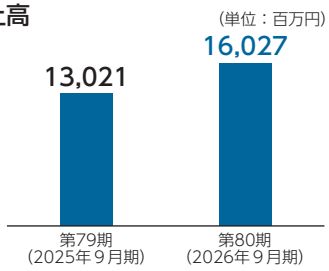

振動試験市場におきましては、国内外の航空宇宙産業及び防衛分野向け大型加振装置の需要が極めて旺盛に推移いたしました。国内においては、高粗利案件の検収や原価改善が利益を大きく押し上げました。海外においても北米（IMV America）において大型案件の検収が進み、大幅な増収となりました。また、サービス部門では、保守点検件数の増加やアンプ更新等の需要を捉え、高水準な成長を持続いたしました。生産面では高稼働に伴うキャパシティ逼迫が生じておりますが、適正な納期管理及び収益管理を徹底いたしました。

以上の結果、この品目の売上高は16,027百万円（前年同期比3,006百万円増）となりました。

テスト＆ソリューションサービス　売上高　3,896百万円　（前期比　5.7%増）

売上構成比

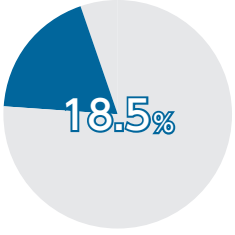

売上高

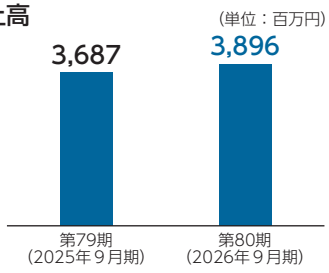

当連結会計年度におきましては、上期は航空宇宙・防衛関連の振動試験及びEMC試験が牽引し伸長いたしました。一方、下期においては自動車関連開発やバッテリー（EV向け）試験需要の一時的な冷え込みにより、関東・東海の一部拠点において稼働が伸び悩みました。この結果、通期売上高は前期比で微増となったものの、償却の進捗等により売上総利益は減少いたしました。当第４四半期連結会計期間より従来の受託型に加えて、能動的な提案型営業への転換を図り、次期に向けた受注獲得体制の強化を進めております。

以上の結果、この品目の売上高は3,896百万円（前年同期比209百万円増）となりました。

メジャリングシステム　　売上高　1,095百万円　（前期比 11.1%減）

売上構成比

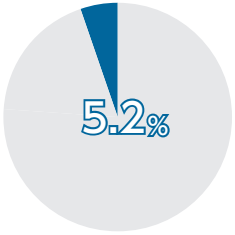

売上高

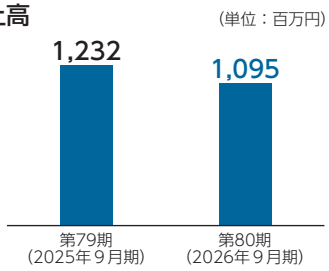

当連結会計年度におきましては、インフラ・防災意識の高まりを背景とした国内地震計の点検・更新サービスや振動監視計の引き合いは底堅く推移いたしました。しかしながら、無線振動計の大型商談や試験装置案件の検収が翌期へ期ずれしたこと、及び国内地震計の新規販売が伸び悩んだことにより、通期では減収減益となりました。

以上の結果、この品目の売上高は1,095百万円（前年同期比136百万円減）となりました。

（品目別売上高）

品目別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比
振動シミュレーションシステム	13,021百万円	72.6%	16,027百万円	76.3%
テスト＆ソリューションサービス	3,687百万円	20.6%	3,896百万円	18.5%
メジャリングシステム	1,232百万円	6.8%	1,095百万円	5.2%
合計	17,941百万円	100.0%	21,019百万円	100.0%

（注）１．振動シミュレーションシステムは、試験装置単体及び複合環境試験機の製造・販売並びにこれらの修理・保守であります。
２．テスト＆ソリューションサービスは、主にテストラボ事業であり受託試験であります。
３．メジャリングシステムは、振動監視装置及び地震監視装置等の製造・販売並びにこれらの修理・保守であります。

②　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、876百万円であり、その主なものは当社のテスト＆ソリューションサービス事業の設備に関するものであります。

③　資金調達の状況

当社は、運転資金、借入金の返済などに必要な資金は自己資金の充当及び金融機関からの借入金により調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)

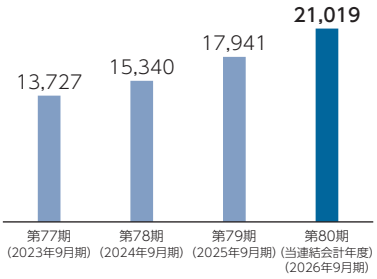

経常利益 (単位：百万円)

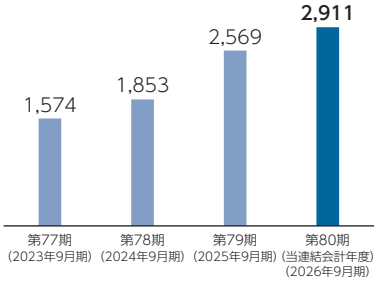

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

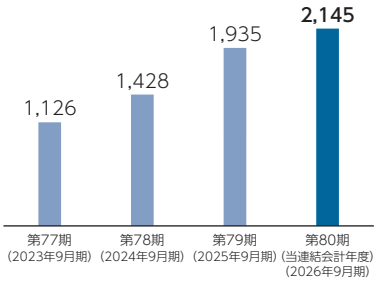

1株当たり当期純利益 (単位：円)

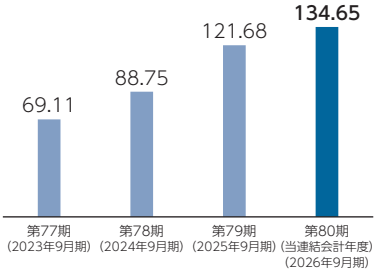

総資産/純資産 (単位：百万円)

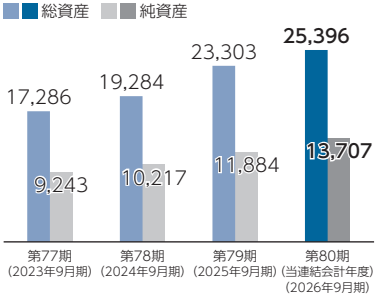

受注高及び受注残高（連結） (単位：百万円)

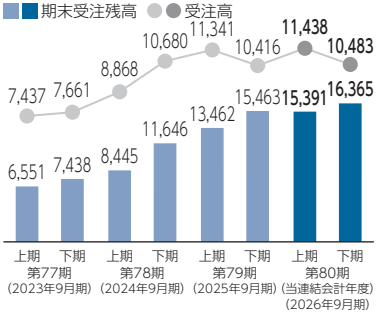

区分	第77期 (2023年９月期)	第78期 (2024年９月期)	第79期 (2025年９月期)	第80期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売上高	13,727百万円	15,340百万円	17,941百万円	21,019百万円
経常利益	1,574百万円	1,853百万円	2,569百万円	2,911百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,126百万円	1,428百万円	1,935百万円	2,145百万円
１株当たり当期純利益	69円11銭	88円75銭	121円68銭	134円65銭
総資産	17,286百万円	19,284百万円	23,303百万円	25,396百万円
純資産	9,243百万円	10,217百万円	11,884百万円	13,707百万円

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
IMVプレシジョンワークス株式会社	10百万円	100.0%	機械加工、組立
株式会社振研	37百万円	100.0%	試験装置の製造、販売、修理、保守及び受託試験
IMV (THAILAND) CO.,LTD.	40,000千バーツ	100.0%	試験装置の販売、修理、保守及び受託試験
IMV EUROPE LIMITED	200千ユーロ	100.0%	試験装置の販売、修理、保守
IMV America, Inc.	300千ドル	100.0%	試験装置の販売、修理、保守
1G DYNAMICS LIMITED	1,000千ポンド	100.0%	試験装置の修理、保守及び受託試験
IMV TECHNO VIETNAM CO.,LTD.	1,000千米ドル	100.0%	試験装置の販売、修理、保守及び受託試験

(4) 対処すべき課題

世界経済は地政学リスクの長期化や金融・為替政策の影響等により先行き不透明な状況が続いております。当社グループは高水準な受注残高に対応した生産・試験設備の投資効果を最大化させるとともに、研究開発や人的資本への積極投資に伴う先行コスト増加に対応し、既存製品のブラッシュアップや生産効率化を通じた採算性の向上と高付加価値化に取り組んでまいります。

① 生産体制

重要部品の内製化と複数外注先の活用により調達リスク軽減に努めておりますが、サプライチェーンの分断懸念や部材調達遅延・高騰に対応し、調達網の多角化・安定化を推進いたします。また、高水準の受注残高に確実に対応するため、計画的な設備投資を通じて生産キャパシティの拡充と工程・納期管理を徹底してまいります。

② コスト削減

原材料費やエネルギーコスト、人件費の上昇圧力が存在する中、既存製品の設計最適化・標準化や生産効率化を通じた採算性の向上に注力しております。先行して増加する研究開発費や人的資本投資などのコストを効果的に回収すべく、製品・サービスの付加価値向上と原価管理を徹底してまいります。

③ 人材育成

省力化ニーズへの対応及び持続的成長に向け、人的資本（採用・育成・処遇改善）への積極投資を推進いたします。特に高度な振動制御・解析技術に対応できる専門人材の獲得・育成と技術継承を強化いたします。人材基盤の強化を通じて中長期的な組織能力と競合優位性の向上を図ってまいります。

④　研究開発体制

航空宇宙や自動車産業における次世代開発需要に加え、脱炭素、生成AI・先端半導体分野の技術革新に対応するため研究開発投資を推進しております。既存製品の技術的ブラッシュアップにとどまらず、先進的な振動シミュレーション技術や計測・監視システムの開発に向け、開発体制の強化とプロセスの効率化に取り組んでまいります。

⑤　管理体制

事業規模拡大及びグローバル展開に伴い、ガバナンスとリスク管理体制の強化を図ってまいります。顧客の予算執行や検収時期に起因する売上高の集中・変動要因（3月度・9月度）への適切な管理を行うとともに、為替相場の急激な変動や地政学リスクへのモニタリング体制を維持・強化してまいります。

⑥　新規事業

テスト＆ソリューションサービス部門では、航空宇宙・エネルギー関連やデジタル化に伴う試験需要の多様化に対応しサービス拡充を進めております。メジャリングシステム部門では、防災関連需要の確保とともに、需要が一服傾向にある振動監視システム等の新規用途開拓や、FA機器分野等の予知保全領域における新たな市場展開を推進してまいります。

⑦　海外展開

海外市場における航空宇宙及び自動車産業等の先進的な設備投資需要を獲得するため、グローバルな販売・サービス網の構築を進めております。金融政策や為替動向、地政学リスクを注視しつつ、現地サポート体制の拡充やリプレイス需要獲得に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容

①　振動シミュレーションシステム

振動シミュレーションシステム（振動試験装置)、オールウェザーシミュレーションシステム（複合試験装置)、信号処理・機械制御システムに関するソフトウェア及び同関連機器の開発、製造、販売、修理・保守サービス

②　テスト＆ソリューションサービス

振動（環境）試験を中心とした試験の受託、計測解析サービスの提供及びその他のコンサルティング業務

③　メジャリングシステム

地震監視装置、振動計測装置、振動監視装置、環境信頼性評価システム及び同関連機器の開発、製造、販売、修理・保守サービス

(6) 主要な営業所及び工場

① 当　社

本　社　大阪市西淀川区竹島二丁目６番10号

工　場　大阪工場・大阪テストラボ（大阪市西淀川区）、東京工場・東京テストラボ（相模原市緑区）、名古屋テストラボ（愛知県みよし市）、東京テストラボ上野原サイト高度試験センター（山梨県上野原市）、日本高度信頼性評価試験センター（埼玉県入間市）、春日井テストラボ（愛知県春日井市）

営業所　東京営業所（東京都中央区）、大阪営業所（大阪市西淀川区）、名古屋営業所（愛知県みよし市）、静岡営業所（静岡市葵区）、宇都宮営業所（栃木県宇都宮市）、横浜営業所（神奈川県横浜市）

② 子会社　IMVプレシジョンワークス株式会社（大阪市西淀川区）、株式会社振研（東京都八王子市）、IMV (THAILAND) CO.,LTD. (Thailand)、IMV EUROPE LIMITED (United Kingdom)、IMV America, Inc. (United States of America)、１G DYNAMICS LIMITED (United Kingdom)、IMV TECHNO VIETNAM CO.,LTD (Vietnam)

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員	前連結会計年度末比増減
379名（108名）	+6名（+2名）

(注)　従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間平均人員数を概数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名（75名）	+8名（+3名）	41.0歳	11.7年

(注)　従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間平均人員数を概数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	467
株式会社三井住友銀行	466
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	466

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数　67,820,000株
(2) 発行済株式の総数　15,942,299株（自己株式1,014,717株を除く。）
(3) 株主数　6,718名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社ＳＥＩＫＯ	2,993	18.8
小嶋成夫	1,142	7.2
ＩＭＶ取引先持株会	1,139	7.1
小嶋淳平	1,037	6.5
エスペック株式会社	766	4.8
ＩＭＶ従業員持株会	635	4.0
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/ JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS	453	2.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	417	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	322	2.0
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	299	1.9

（注）　持株比率は、自己株式（1,014,717株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小　嶋　成　夫	
代表取締役社長/CEO	小　嶋　淳　平	
取締役	青　木　秀　修	最高技術責任者（CTO）　兼　技術推進統括本部長
取締役	草　野　欽　也	株式会社藏商会相談役
取締役	小　嶋　健太郎	小嶋健太郎税理士事務所所長
取締役	酒　井　　清	公認会計士酒井清事務所所長 合同製鐵株式会社社外監査役
取締役	柿　原　正　治	経営企画本部長
取締役	溝　本　秀　樹	営業本部長
取締役	髙　橋　祥　子	株式会社ジーンクエスト取締役ファウンダー TAZ Inc. 代表取締役社長 株式会社MUSCAT GROUP社外取締役 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外取締役 センス・トラスト株式会社社外取締役
常勤監査役	白　星　政　和	
監査役	寺　田　康　男	朝日電器株式会社常勤監査役
監査役	堀　田　洋　子	堀田洋子公認会計士事務所所長 山下清税理士事務所副所長

（注）１．取締役のうち草野欽也、酒井清及び髙橋祥子の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役のうち寺田康男及び堀田洋子の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、取締役草野欽也、酒井清及び髙橋祥子の各氏並びに監査役寺田康男及び堀田洋子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．取締役会長小嶋成夫氏、社外取締役酒井清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役小嶋健太郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．取締役髙橋祥子氏の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
７．監査役寺田康男氏は、朝日電器株式会社の常勤監査役を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
８．監査役堀田洋子氏は、公認会計士、税理士及びシステム監査技術者の資格を有しており、財務、会計及び企業における内部統制に関する相当程度の知見を有するほか、情報システム、ITガバナンス及び情報セキュリティに関する専門的知見を有しております。
９．2026年９月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

執　行　役　員	John　Goodfellow	IMV Europe LIMITED ダイレクター
執　行　役　員	島　田　啓　祐	DSS事業本部長
執　行　役　員	西　原　弘　之	MES事業本部長
執　行　役　員	篠　原　洋　二	経営企画本部 人事・総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、取締役草野欽也氏、取締役小嶋健太郎氏、取締役酒井清氏、取締役髙橋祥子氏、監査役寺田康男氏及び監査役堀田洋子氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社（子会社含む）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

当社は役員の報酬等の額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績等を勘案して決定しております。決定方法は、取締役につきましては取締役会の決議で、監査役につきましては監査役の協議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会が委任した代表取締役社長小嶋淳平であり、各人の役位や職責等を考慮し報酬の額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適しているとの判断であります。また、当事業年度の取締役の報酬等の額の決定は、2025年12月19日開催の取締役会において、代表取締役社長に一任しております。また、報酬制度の客観性・透明性を担保するため、代表取締役社長と独立社外取締役との間で意見交換を行い、独立社外取締役から適切な関与・助言を得た上で、報酬等の額を決定しております。

③　業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

1. 算定の基礎とした業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

業績連動報酬として取締役に対して業績連動型株式報酬を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画等で掲げた業績指標（連結売上高、連結営業利益、所掌業務売上高、所掌業務貢献利益）であり、また、当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画等の達成度合いに従って業績連動型株式報酬の額を算出することが株主の皆様と利益を共有するために最も適していると判断したためであります。

業績連動型株式報酬の額の算定方法は、連結売上高の基準値と連結営業利益額の基準値それぞれの達成率を基本とし決定しています。

2. 業績連動報酬等の額又は数の算定方法

当社は、取締役に対して、予め役位に応じた基準株式数、業績判定期間（３事業年度）及び業績目標を提示します。そして、業績目標に対する達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の株式を事業年度毎及び業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。

各数値目標に対する達成度合が95%から100%の場合は100%とし、達成度合が95%未満となる場合は支給対象としません。また、達成度合が120%超となる場合でも上限は120%とします。

3. 業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標に関する実績

業績連動報酬に係る指標の当事業年度における目標及び実績は下表のとおりとなります。

第78期実績比	目標	実績 (目標比)
数値目標① （連結売上高）	112%	137% (122%)
数値目標② （連結営業利益）	111%	153% (137%)
数値目標③ （所掌業務売上高）	165%	228% (138%)
数値目標④ （所掌業務貢献利益）	287%	595% (207%)

当期における数値目標①、②、③、④の実績の達成度合は全て達成でありました。

④　当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	230 （17）	146 （17）	65 （0）	19 （—）	9 （3）
監査役 （うち社外監査役）	23 （11）	23 （11）	0 （0）	— （—）	3 （2）
合計	253	169	65	19	12

（注）1．取締役報酬限度額は、2021年12月24日開催の第75期定時株主総会決議において年額480百万円以内（うち社外取締役120百万円以内、使用人給与相当額は含まない）となっております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役は２名）です。

2．監査役報酬限度額は、2021年12月24日開催の第75期定時株主総会決議において年額120百万円以内となっております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）です。

3．当社は2005年12月22日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

4．2024年12月20日開催の第78期定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。交付株式数の上限は100,000株とし、当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は５名です。

5．上記の非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る株式報酬引当金の繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役　草野　欽也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社藏商会の相談役であり、同社は当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席しており、主に経営者としての立場からの発言を行っております。

ウ. 会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社又は当社特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営全般に関する幅広い知識と見識を有し、客観的な視点での質問・提言を行い、技術開発、海外に関する発言を行っております。

② 取締役　酒井　清

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公認会計士酒井清事務所所長、合同製鐵株式会社社外監査役であり、これら法人等は当社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席しており、主に会計的見地からの発言を行っております。

ウ. 会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社又は当社特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

主に公認会計士としての経理及び財務に関する豊富な経験と高い見識に基づく発言を行っております。

③　取締役　髙橋　祥子

ア．重要な兼職先と当社との関係

株式会社ジーンクエスト取締役ファウンダー、TAZ Inc. 代表取締役社長、株式会社MUSCAT GROUP社外取締役、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社社外取締役、センス・トラスト株式会社社外取締役であり、これら法人は当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席しており、主に経営者としての立場からの発言を行っております。

ウ．会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社又は当社特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

エ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

経営全般に関する幅広い知識と見識を有し、客観的な視点での質問・提言を行い、技術開発、コンプライアンスに関する発言を行っております。

④　監査役　寺田　康男

ア．重要な兼職先と当社との関係

朝日電器株式会社の常勤監査役であり、同社は当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、監査役会12回のうち11回出席しており、主に財務的見地からの発言を行っております。

ウ．会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社又は当社特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

⑤　監査役　堀田　洋子

ア．重要な兼職先と当社との関係

堀田洋子公認会計士事務所所長、山下清税理士事務所副所長であり、これら法人は当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、監査役会12回のうち12回出席しており、主に公認会計士としての会計・財務・内部統制・ガバナンスに関する知識・経験に基づく発言を行っております。

ウ．会社又は会社の特定関係事業者との関係

当社の知りうる限り、当社又は当社特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族であったことはありません。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

42百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42百万円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の連結子会社であるIMV（THAILAND）CO.,LTD.及びIMV TECHNO VIETNAM CO.,LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の決議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守体制の確立に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書その他その職務の執行にかかる文書及び電磁的記録を社内規程に従い適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 不測の事態が発生し又は発生する恐れがある場合の体制を事前に整備するように努め、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
② 社内規程に従い、適切な機密管理及び個人情報保護管理を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 2002年１月より執行役員制度を導入し、意思決定と業務執行を分離することで、取締役の意思決定の効率化を図っている。
② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに職務執行の状況について監督する。
③ 社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
④ 策定した中期経営計画に従い、目標達成に向け職務を執行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 社会のルールを遵守して公正に活動するために、法令、定款に適合した行動規範を社内規程において明確にし、その周知徹底を図る。
② 総務・法務部門の強化を行い、コンプライアンス体制の充実を図る。
③ 社内規程に従い、公益通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対処が可能な体制を整備する。
④ 内部監査においてコンプライアンスの状況を監査する。
⑤ 必要に応じて外部の専門家等を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(6) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

② 当社DSS事業本部管理部長をIMVプレシジョンワークス株式会社、当社取締役最高技術責任者を株式会社振研、当社取締役経営企画本部長をIMV EUROPE LIMITED及びIMV America, Inc.、1G DYNAMICS LIMITED、IMV TECHNO VIETNAM CO.,LTD.、また、当社取締役営業本部長をIMV（THAILAND）CO.,LTD.の管理責任者として事業の総括的な管理を行う。

③ 親会社の内部監査を子会社にも適用し、実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現状の企業規模を考慮し、現時点においては監査役の職務を補助すべき独立した人員を配置していないが、内部監査室は、監査役からの委嘱を受け、適宜監査役の職務を補助するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、以下の事実を知ったときは、遅滞無く監査役に報告するものとする。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定についても、遅滞なく監査役に報告するものとする。

① 職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実

② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

③ 内部通報制度に基づき通報された事実

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うほか、意思の疎通を図るものとする。

② 監査役は、会計監査を行っている監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。

6 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近１年間における実施状況は次のとおりであります。

① 取締役会を12回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を審議、決定し、月次の経営業績の分析・評価・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会をはじめ重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の執行の監査、取締役会議事録、その他社内の重要な会議の議事録の確認、法令・定款等の遵守について監査いたしました。会計監査人との意見交換は5回開催し、監査における重要事項、発見事項について意見交換を行い、認識の共有を行いました。

③ 経営幹部会議を12回開催し、法令・定款等への適合性も同時に成しながら、業績の進捗、経営方針との整合性等を分析・評価し、目標に対する具体的対策を立案いたしました。
また、内部監査室の主導の下、内在する企業リスクにつき分析・評価し、出席者が情報を共有して、事前に回避できるよう審議・検討いたしました。

④ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき子会社７社を含むグループ会社の内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については会計監査人との連携を密にとり、主要な会計方針等の事前協議を行い、社内規程に基づく必要な社内手続きを経た上で、取締役会の承認によりその適正性を確保するようにいたしました。

⑤ 子会社を含めた当社グループの業務の適正性を確保するために、国内子会社２社の取締役会、計24回に当社幹部社員が参加し、経営方針・予算策定等重要事実を決定し、月次業績の分析・評価・対策を審議・検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性についても審議いたしました。

⑥ 全社員のコンプライアンス意識向上のため、輸出管理に関する教育を20回、情報セキュリティーに関する教育を3回、実施いたしました。

（注） 本事業報告中の記載数字は金額及び株数については表示単位未満を切捨て、また、比率については四捨五入しております。なお、消費税等は含めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**17,941**
現金及び預金	7,120
受取手形及び売掛金	3,212
電子記録債権	900
製品	1,359
仕掛品	3,954
原材料	856
その他	552
貸倒引当金	△15
固定資産	**7,455**
有形固定資産	**6,169**
建物及び構築物	2,719
機械装置及び運搬具	164
工具、器具及び備品	765
土地	1,935
リース資産	118
建設仮勘定	465
無形固定資産	**197**
ソフトウェア	193
その他	3
投資その他の資産	**1,088**
投資有価証券	220
繰延税金資産	794
その他	108
貸倒引当金	△34
資産合計	**25,396**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**10,773**
支払手形及び買掛金	1,039
電子記録債務	672
短期借入金	2,050
１年内返済予定の長期借入金	285
未払金	596
未払費用	816
未払法人税等	742
未払消費税等	196
契約負債	4,037
製品保証引当金	180
株式報酬引当金	60
その他	95
固定負債	**915**
長期借入金	534
長期未払金	175
資産除去債務	59
その他	145
負債合計	**11,689**
(純資産の部)	
株主資本	**13,642**
資本金	**464**
資本剰余金	**636**
利益剰余金	**12,910**
自己株式	**△369**
その他の包括利益累計額	**64**
その他有価証券評価差額金	**54**
為替換算調整勘定	**10**
純資産合計	**13,707**
負債及び純資産合計	**25,396**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てております。

連結損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,019**
売上原価		12,972
売上総利益		**8,047**
販売費及び一般管理費		5,228
営業利益		**2,818**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	3	
為替差益	84	
受取賃貸料	8	
セミナー収入	10	
雑収入	30	168
営業外費用		
支払利息	45	
セミナー費用	7	
貸倒引当金繰入額	3	
雑損失	18	75
経常利益		**2,911**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	3	6
税金等調整前当期純利益		**2,906**
法人税、住民税及び事業税	1,053	
法人税等調整額	△292	761
当期純利益		**2,145**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,145**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てております。

連結株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	464	543	11,243	△379	11,872
当期変動額					
剰余金の配当			△477		△477
親会社株主に帰属する当期純利益			2,145		2,145
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		92		10	103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	92	1,667	10	1,770
当期末残高	464	636	12,910	△369	13,642

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	47	△35	12	11,884
当期変動額				
剰余金の配当				△477
親会社株主に帰属する当期純利益				2,145
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	46	52	52
当期変動額合計	6	46	52	1,823
当期末残高	54	10	64	13,707

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てております。

計算書類

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**12,809**
現金及び預金	4,713
売掛金	2,842
電子記録債権	881
製品	568
仕掛品	3,087
原材料	531
前払費用	70
未収入金	4
その他	109
貸倒引当金	△0
固定資産	**6,617**
有形固定資産	**5,540**
建物	2,559
構築物	32
機械及び装置	3
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	543
土地	1,935
建設仮勘定	465
無形固定資産	**172**
ソフトウェア	168
電話加入権	3
水道施設利用権	0
投資その他の資産	**904**
投資有価証券	217
関係会社株式	257
出資金	0
繰延税金資産	398
その他	31
資産合計	**19,426**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**6,618**
買掛金	696
電子記録債務	201
短期借入金	2,050
１年内返済予定の長期借入金	285
未払金	365
未払費用	450
未払法人税等	538
未払消費税等	116
契約負債	1,671
株式報酬引当金	60
製品保証引当金	155
その他	27
固定負債	**762**
長期借入金	534
長期預り保証金	14
長期未払金	175
その他	37
負債合計	**7,381**
(純資産の部)	
株主資本	**11,992**
資本金	**464**
資本剰余金	**676**
資本準備金	557
その他資本剰余金	118
自己株式処分差益	118
利益剰余金	**11,220**
利益準備金	24
その他利益剰余金	11,196
固定資産圧縮積立金	113
繰越利益剰余金	11,083
自己株式	**△369**
評価・換算差額等	**53**
その他有価証券評価差額金	**53**
純資産合計	**12,045**
負債及び純資産合計	**19,426**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てております。

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**15,021**
売上原価		9,596
売上総利益		**5,424**
販売費及び一般管理費		3,300
営業利益		**2,124**
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	103	
為替差益	100	
受取手数料	4	
受取賃貸料	21	
セミナー収入	10	
雑収入	26	297
営業外費用		
支払利息	36	
賃貸収入原価	2	
セミナー費用	7	
雑損失	2	48
経常利益		**2,373**
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税引前当期純利益		**2,370**
法人税、住民税及び事業税	672	
法人税等調整額	△88	583
当期純利益		**1,786**

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てております。

株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			自己株式処分差益			固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	464	557	26	584	24	113	9,773	9,911
当期変動額								
剰余金の配当							△477	△477
当期純利益							1,786	1,786
自己株式の取得								
自己株式の処分			92	92				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	92	92	－	－	1,309	1,309
当期末残高	464	557	118	676	24	113	11,083	11,220

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△379	10,580	47	10,627
当期変動額				
剰余金の配当		△477		△477
当期純利益		1,786		1,786
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	10	103		103
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5	5
当期変動額合計	10	1,412	5	1,418
当期末残高	△369	11,992	53	12,045

（注）　記載金額は百万円未満を切捨てております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月17日

ＩＭＶ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　村　孝　司

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　濵　中　　愛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＩＭＶ株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＩＭＶ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月17日

ＩＭＶ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥　村　孝　司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濵　中　　愛

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＩＭＶ株式会社の2025年10月1日から2026年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月20日

ＩＭＶ株式会社　監査役会

常勤監査役　白星政和 ㊞

社外監査役　寺田康男 ㊞

社外監査役　堀田洋子 ㊞

以　上

トピックス

「先進技術センター」の建設 — 2027年1月頃の稼働開始を目指して

大阪本社にて建設を進めております「先進技術センター」がまもなく完成し、2027年1月頃の稼働開始を目指しております。

本施設は、好調な振動試験装置の販売を背景に、生産能力の拡大と納期短縮を主目的として新設されます。

これまで課題であった製造スペースの不足を解消し、特に需要が高まる大型設備の製造に大きく貢献する拠点となります。

多目的施設としてものづくりや研究開発にも寄与し、当社のさらなる成長を力強く牽引してまいります。

【新施設概要】

名　　称：先進技術センター
完成予定日：2026年12月末頃
面　　積：330㎡



株主メモ

事業年度	10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	12月中
定時株主総会の基準日	9月30日
配当金受領株主確定日	期末配当金　9月30日 中間配当を行う場合は　3月31日
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
郵便物送付先 （電話照会先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間　9:00～17:00（土日休日を除く） 取扱事務は三井住友信託銀行株式会社の全国各支店で行っております。
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場 （証券コード：7760）
公告方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL　https://we-are-imv.com

住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西淀川区竹島二丁目6番10号　当社本店3階ホール　**電話** 06-6478-2565

※会場での移動やご着席にあたり特別なサポートが必要な株主様は、円滑なご案内をさせていただくため、事前にご連絡いただけますようお願い申し上げます。



交通機関

JR東西線「**加島駅**」1番出口より徒歩約**5**分、
なお、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。